

マイナンバー

社会保障・税番号制度

民間事業者の対応



愛称：マイナちゃん

平成30年8月版

内閣官房・内閣府
個人情報保護委員会
総務省・国税庁・厚生労働省

目次

1. マイナンバー制度の概要	2
2. 税務関係、社会保障関係の手続	15
3. 安全管理（セキュリティ）	27
4. 法人番号	40
5. 参考資料	52

1. マイナンバー制度の概要



マイナンバー制度は、

行政を効率化し、国民の利便性を高め、

公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。

複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。

行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

平成28年1月から、

社会保障、税、災害対策の行政手続で
マイナンバーが必要になりました。



マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。

社会保障

年金

労働

医療

福祉

税

災害対策

- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・医療保険の給付の請求
- ・福祉分野の給付、生活保護

など

- ・税務当局に提出する申告書、届出書、調書などに記載
- ・税務当局の内部事務

など

- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・被災者台帳の作成事務

など

このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

マイナンバーの利用シーン

ライフイベント別 マイナンバーの利用シーン

こんな時、
こんな場所で
使うんだよ！



学生



奨学金の申請時に
貸与元の窓口に



アルバイトを
始める時にバイト先へ

退職後など



福祉や介護の
手続で市区町村へ



資産運用の手続で
銀行や証券会社へ

就職



源泉徴収票の作成や
雇用保険などの手続で勤務先へ



税の確定申告などの
務に税務署へ

他にもいろいろ！
こんな時にもマイナンバー

一本使う
ものだから、
大切にね！



結婚
子育て



児童手当や出産育児一時金などの
申請時に市区町村や国民健康保険会へ



パートを始める時に
パート先へ



雇用保険の
失業等給付の手続で
ハローワークへ



災害時の支援制度
を利用する時に
市区町村へ



生命保険、損害保険、
共済の受取時に
保険会社や組合へ



国外送金や海外から
受取る料に
銀行や郵便局へ



年金受取の手続に
日本年金機構へ

マイナンバーの提供を求められる主なケース

法律に基づき、社会保障や税の行政事務に利用するため、勤務先や金融機関等からマイナンバーの提供を求められることがあります。

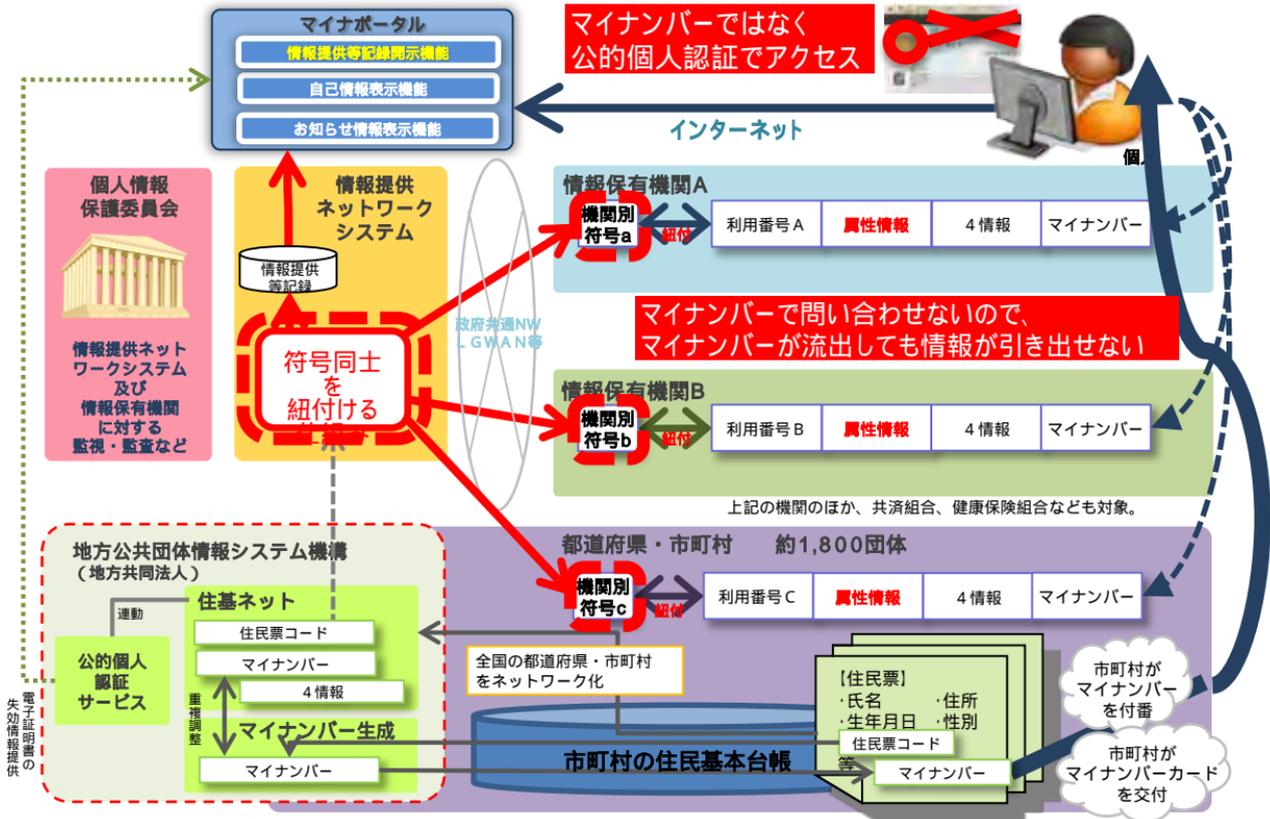
マイナンバーを提供する際は、マイナンバーカード等の本人確認書類をご用意ください。なお、下記の提供を求める者から電話をかけてマイナンバーの提供を求めることはありません。

行政機関や民間事業者がマイナンバーを目的外で利用したり、行政機関と民間事業者のデータベースがネットワークでつながることもありません。

マイナンバー制度の導入後も、行政機関が把握できる特定個人情報の種類は今までとおり法令に基づくものに限られており、行政機関が何でも把握できるようになるものではありません。

提供を求める者 (代理人又は委託を受けた者も含む)	提供する必要のある者
勤務先	<ul style="list-style-type: none"> ・給与、退職金などを受け取る方 ・厚生年金、健康保険及び雇用保険の資格を取得される方 ・国民年金の第三号被保険者(従業員の配偶者) など
契約先 (契約先企業、講演等の主催企業 など)	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬、料金、契約金を受け取る方 など (例:土業、外交員、集金人、保険代理人、馬主、プロスポーツ選手、ホステス等への報酬、社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬、原稿料、講演料、画料 など)
不動産業者等 (不動産仲介料、不動産使用料(家賃)を支払う法人)	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産業者又は法人から年間100万円超の不動産譲渡の対価、又は年間15万円超の不動産仲介料もしくは不動産使用料(家賃)を受け取られる方
金融機関等 (銀行、証券会社、生命保険会社、損害保険会社、先物取引業者、金地金販売会社 など)	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関で株、投資信託、公社債などの証券取引をされている方 (平成30年1月から、預貯金口座への付番を開始。ただし、番号の提供は任意。) (既存口座で行う証券取引については、平成28年以降3年間の猶予あり。) ・非課税適用の預貯金・財形貯蓄をされている方 ・国外送金又は国外からの送金の受領をされる方 ・生命保険契約・損害保険契約(支払額100万円超の死亡保険、年間支払額20万円超の年金保険、支払額100万円超の一時払い特約・満期返戻金特約等)、又は共済契約をされている方 ・先物取引(FX取引等)をされている方 ・信託会社に信託されている方 ・1回200万円超の金の地金を売却される方 ・非上場株の配当を受け取る株主 など
税務署、日本年金機構、ハローワーク、労働基準監督署、都道府県、市町村、全国健康保険協会、健康保険組合	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障、税、災害対策に係る行政手続を行う方 (例:生活保護、雇用保険の申請、健康保険給付の申請、平成28年分以降の税の確定申告等)

情報連携により国民の負担軽減が実現します。



マイナポータル画面イメージ

ご利用には…

公的個人認証サービスを利用してログインするため、マイナンバーカードとICカードリーダライタが必要です。



情報提供等記録表示(やりとり履歴)

情報提供ネットワークシステムを通じて行政機関間で行われた情報のやり取りの記録を住民自らチェックできます。



自己情報表示(あなたの情報)

中間サーバーに格納した特定個人情報を住民自ら表示し、確認できます。また、表示した情報を自分のパソコン等にダウンロードすることができます。



ぴったりサービス

ライフイベントで発生する行政機関や民間事業者への申請等に遺漏がないようナビゲートし、オンライン申請、オンライン決済等のサービスを可能とします。
(まずは子育てサービスから開始！)



お知らせ

行政機関の他、民間事業者から送達サービスを利用して各種書類を電子的に受け取ることができます。



税金や社会保険料など、公金の決済をネットバンキングやクレジットカード決済を利用し納付することができます。



利用可能端末

スマートフォン、タブレット、ケーブルTV等からも利用可能！



マイナンバーカードは申請により交付されます。

様式

表面



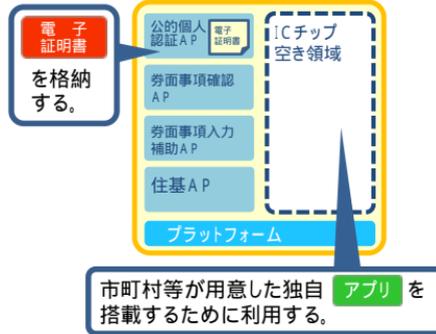
おもて面には、住所・氏名・生年月日・性別を記載。写真も表示され、身分証明書として利用できる。コピーできる者に制限はない。

裏面



うら面には、マイナンバーが記載され、マイナンバーを証明できる。コピーできる者は、行政機関や雇用主など、法令に規定された者に限定される。

ICチップ内のAP構成



申請・交付スケジュール

H27年10月

マイナンバーの付番



H27年10月～12月

マイナンバーの通知とともに、「個人番号カード交付申請書」を全住民に郵送。

郵便による申請（交付申請書に署名又は記名・捺印し、写真を添付、送付用封筒にて返送。）
オンラインによる申請（カメラ又はスマートフォンで写真を撮り、オンラインでの申請も可能。）

H28年1月～

各市区町村から、交付準備ができた旨の通知書を送付。市区町村窓口へ来庁いただき、本人確認の上、交付。

初回の交付手数料は無料。
市区町村窓口への来庁は、交付時の1回のみ。
更新は20歳以上は10年、20歳未満は5年。
4桁の数字と 6～16桁の英数字の暗証番号設定

マイナンバーカードのマイキー部分について

ICチップ内の電子証明書の利用にはマイナンバー(個人番号)は使用しません

マイナンバーカードの裏面



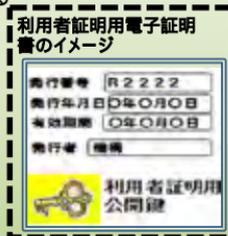
マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる主体が限定

電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等 (e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等) のほか、新たに総務大臣が認める民間事業者も活用可能に
例: 金融機関におけるインターネットバンキング等



- ・電子証明書の発行番号と顧客データを紐づけて管理することにより、様々なサービスに活用が可能

空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能
例: 印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

民間も含めて幅広く利用が可能

マイキー部分



ICチップ内のAP構成

電子証明書
(署名用、利用者証明用)

空き領域

その他(券面情報等)

マイナンバーカードのメリット

行政

民間

マイナンバーを証明する書類として



マイナンバーを証明する書類として
マイナンバーカードを提示

所得把握の精度向上
公平・公正な社会を実現

マイナンバー法施行後は、就職、転職、出産育児、病
気、年金受給、災害等、多くの場面でマイナンバーの提
示が必要となる。

券面 を利用

本人確認の際の公的な身分証明書として



なりすまし被害の防止

マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場
面では、これ1枚で十分。唯一のカード。

金融機関における口座開設、パスポートの新規発給、
フィットネスクラブの入会など、様々な場面で活用可能。

券面 または 電子証明書 を利用

付加サービスを搭載した多目的カード

国～健康保険証、国家公務員身分証の機能搭載を検討中
自治体～印鑑登録証、図書館カード等として利用可能
民間～ポイントカードや入退社管理、社員証等として利用可能

将来的には様々なカードが
マイナンバーカードに一元化

券面 または アプリ または 電子証明書 を利用

行政

コンビニなどで行政上の各種証明書を取得



コンビニ等において住民票、
印鑑登録証明書などの公的な
証明を取得できる。

住民の利便性向上
市町村窓口の効率化

平成30年4月2日現在、523市町村が導入し8,609万
人が利用できる。平成30年度中に、導入市町村は545
に増加し約8,905万人が利用できることとなる予定。

アプリ または 電子証明書 を利用

各種行政手続のオンライン申請



電子申請(e-Tax等)の利用
行政からプッシュ型の情報(お知らせ)を取得

行政の効率化
手続を滞れによる損失の回
避

マイナポータルへのログインを
はじめ、各種の行政手続の
オンライン申請に利用できる。

電子証明書 を利用

民間

各種民間のオンライン取引/口座開設



インターネットにおける不正アクセスが多発
公的個人認証サービスの民間開放
インターネットへの安全なアクセス手段の提供

オンラインバンキング等を
安全かつ迅速に利用

オンラインバンキングをはじめ、
各種の民間のオンライン取引に
利用できるようになる。

電子証明書 を利用

マイナンバーカードの企業一括申請

個人番号カードについて企業や学校等で まとめて申請いただけます。

◆従業員や学生等が個人番号カードを取得するメリット◆

- 1 現在発行している社員証・学生証を個人番号カードに一元化することが可能です。
- 2 ICチップを活用して、個人番号カードに社員向け・学生向けの独自のサービスを搭載することが可能です。
- 3 ICチップを活用して、従業員のマイナンバーの収集が必要な場合で、正確かつ効率的な収集を行うことが可能です。

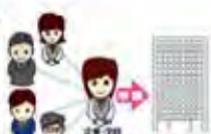
※個人番号カードの発行は申し込み済みの申請者に限定して行われます。

交付までの業務フロー 個人番号カード交付に際して、企業や学生等の個人番号カードの申請を勤務先企業や学校等に一括して行うことができます。

Case 1 勤務先企業や学校等による一括申請

企業や学校等で申請書*をとりまとめ、一括して申請を行うことができます。

平成25年1月～ 各市区町村から交付準備ができた旨の通知書が交付されます。
市区町村へ届出したが、本人確認のうえICカードを交付します。



※申請書については、マイナンバーの通知とともに各市区町村に届出される交付申請書を使用いたしますが、各市区町村の申請システム機能ホームページからもダウンロードできます。

Case 2 勤務先企業や学校等に市区町村職員が 出向き一括申請受付

市区町村と調整のうえ、企業や学校等に市区町村職員が出向き、本人確認を行い一括して申請*を受け付けることができます。

平成25年1月～ 居住地の市区町村から本人確認受取郵便でカードを交付します。



企業や学校等が所在する市区町村にまずはご相談ください。

※申請書については、case1と同様です。



マイナンバーカードの企業一括申請 (市区町村職員が企業に出向くパターン)



メリット①

役所での発表が不要です！



市区役

マイナンバーカードの受取のために、従業員が、市区町村の窓口に来庁する必要がありません。

⇒ マイナンバーカードの受取には、本人がお住まいの市区町村の窓口に通っていただく必要がありますが、この方式をとれば、この負担を軽減することができます。

? マイナンバーカードって?

マイナンバーの提示と本人確認が、これ一枚で完結できます！

平成23年7月から始まり「マイポータル」にログインできます！

住民票の写しや印鑑登録簿をコンビニで取得できます！



※マイナンバーの通知書は、マイポータルからダウンロードすることもできます。

メリット②

社員証・入退館証としての利用がスムーズに進みます！



従業員等のマイナンバーカードの申請を一括して行うことで、社員証・入退館証としてのマイナンバーカードの利用を計画的に進めることができます。

⇒ マイナンバーカードを社員証・入退館証としてご利用いただくことにより、システム上、入退館の高度なセキュリティ管理を行うことや、入退館時間を把握することで労務管理に利用することも可能です。

<これまでの利用実績(平成27年10月5日～平成28年3月31日)>
全国22都府県41市区町(東京都杉並区、兵庫県神戸市)など 12,170件

<お問い合わせ先>

事業所所在地市区町村マイナンバーカード担当課(戸籍・住民課など)

2. 税務関係、社会保障関係の手続



民間事業者も、税や社会保障の手続で、マイナンバーを取り扱います。



国民



従業員や
その扶養家族

マイナンバー
1234.....

マイナンバーの提供



金融機関の顧客
原稿の執筆者など

民間事業者

源泉徴収票や
支払調書の作成



健康保険、厚生
年金、雇用保険
の被保険者資格
取得届の作成

各種法定調書や被保険者
資格取得届等に**マイナ
バー**を記載し、行政機関
等に提出します。



支払調書
(イメージ)

支払を
受ける者 **マイナンバー 1234.....**
氏 名 番号 太郎

被保険者資格取得届
(イメージ)

マイナ バー	被保険者 氏名	資格取得 年月日
5678..	難波 一郎	25.4.1
9876..	難波 花子	25.4.1

行政機関



税務署
市区町村



年金事務所
健康保険組合
ハローワーク

法律で定められた事務以外で
マイナンバーを利用することは出来ません。

税務関係の申告書等に、 マイナンバーを記載して提出します。



国税通則法（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）

第二百二十四条 国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書、調書その他の書類（以下この条において「**税務書類**」という。）を提出する者は、**当該税務書類にその氏名**（法人については、名称。以下この項において同じ。）、**住所又は居所及び番号**（番号を有しない者にあつては、その氏名及び住所又は居所とし、**税務書類のうち個人番号の記載を要しない書類（納税申告書及び調書を除く。）**として財務省令で定める書類については、当該書類を提出する者の氏名及び住所又は居所とする。）**を記載しなければならない。**（略）

地方税関係の申告書等の様式については、地方税に関する法令に規定。

国税通則法規則において、マイナンバーの記載を要しないものを規定
・具体的には、平成28年国税庁告示第7号において規定

国税通則法等の国税に関する法令の規定により、**申告書、申請書、届出書、調書その他の書類に番号を記載**

法定調書等については、主に**支払者及び支払を受ける者のマイナンバー又は法人番号**を記載

例）給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）には、控除対象となる配偶者及び控除対象扶養親族等のマイナンバーを記載

例）生命保険金等の支払調書には、その支払の基礎となる契約を締結した者のマイナンバー又は法人番号を記載

番号を記載して申告書や調書等を提出するイメージ

従業員や金銭等の
支払を受ける者



マイナンバー

1234.....

民間事業者は、個人番号関係事務実施者として金銭等の支払を受ける者の番号の提示を受ける

民間事業者



申告書

支払調書

支払報告書

申告書等に民間事業者の番号を記載して提出

源泉徴収票(支払報告書)・支払調書等に支払を受ける者等の番号及び民間事業者の番号を記載して提出

税務署

地方団体



法定調書に係る主な留意点は以下のとおりです。



報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

「支払を受ける者」のマイナンバー又は法人番号の記載が必要です。(注1)

「支払者」のマイナンバー又は法人番号の記載が必要です(注1)。

(注1) 税法上本人に交付する義務がない法定調書について、支払内容の確認などのため、本人にその写しを交付する場合には、**マイナンバー及び法人番号を記載して交付することはできません。**

(注2) 給与所得の源泉徴収票には、税務署提出用と本人交付用がありますが、**本人交付用には、マイナンバー及び法人番号は記載しません。**

給与所得の源泉徴収票（税務署提出用）

「支払を受ける者」に加えて、「控除対象となる配偶者」や「控除対象扶養親族」のマイナンバーの記載が必要です(注2)。

「支払者」のマイナンバー又は法人番号の記載が必要です(注2)。

給与所得者の扶養控除等（異動）申告書へのマイナンバー又は法人番号の記載箇所は以下のとおりです。



一定の要件のもと、マイナンバーの記載が不要となる場合があります。

給与の支払者の「マイナンバー又は法人番号」を記載します。

給与所得者の「マイナンバー」を記載します。

控除対象となる配偶者や扶養親族の「マイナンバー」を記載します。

記載が必要なマイナンバー又は法人番号

「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」については、**給与所得者本人、控除対象となる配偶者及び扶養親族等のマイナンバー**の記載が必要です。

この申告書の提出を受けた給与等の支払者は、**給与等の支払者のマイナンバー又は法人番号**をその申告書に付記する必要があります。

給与等の支払者等が提出を受ける書類のうち受給者がマイナンバーを記載する書類は、ほかにも以下のものなどがあります。

「従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」、「退職所得の受給に関する申告書」、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」

社会保障関係の申請書等に、マイナンバーを記載して提出します。



従業員の給与・福利厚生



主な提出書類の例	提出者	提出先	根拠条文
雇用保険被保険者資格取得届	適用事業所の事業主	ハローワーク	雇用保険法施行規則第6条
雇用保険被保険者資格喪失届	適用事業所の事業主	ハローワーク	雇用保険法施行規則第7条
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	適用事業所の事業主	健康保険組合・ 日本年金機構	健康保険法施行規則第24条 厚生年金保険法施行規則第15条
健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届	適用事業所の事業主	健康保険組合・ 日本年金機構	健康保険法施行規則第29条 厚生年金保険法施行規則第22条

社会保障関係書類（事業主提出）へのマイナンバーの記載時期



分野	主な届出書等の内容	施行日
雇用保険（1）	以下の様式に「マイナンバー」を追加 <ul style="list-style-type: none"> 雇用保険被保険者資格取得届 等 以下の様式に「法人番号」を追加 <ul style="list-style-type: none"> 雇用保険適用事業所設置届 等 	平成28年1月1日提出分～
労災保険 （請求人の代理人となる場合 ² ）	以下の様式に「マイナンバー」を追加 <ul style="list-style-type: none"> 障害(補償)給付支給請求書 遺族(補償)年金支給請求書 傷病の状態等に関する届 等 	平成28年1月1日提出分～
労働保険	以下の様式に「法人番号」を追加 <ul style="list-style-type: none"> 労働保険関係成立届 労働保険料等申告書 	平成28年1月1日提出分～
健康保険・ 厚生年金保険	以下の様式に「マイナンバー」を追加 <ul style="list-style-type: none"> 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 健康保険被扶養者(異動)届 等 以下の様式に「法人番号」を追加 <ul style="list-style-type: none"> 新規適用届等 	平成29年1月1日提出分～ 日本年金機構への提出は 平成30年3月5日提出分～ 平成28年1月1日提出分～

1 雇用保険の手続のうち、高齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付の申請について、平成28年2月16日から、原則として、事業主を経由して提出することとしていますので、労使協定を締結する必要はありません。また、資格取得届等と同様に、事業主はマイナンバー法上の個人番号関係事務実施者としてこれらの申請を行うこととなりますので、本人確認は事業主で行っていただくこととなります。このため、ハローワークに対して、代理権や従業員のマイナンバーを確認するための書類の提出は不要となります。

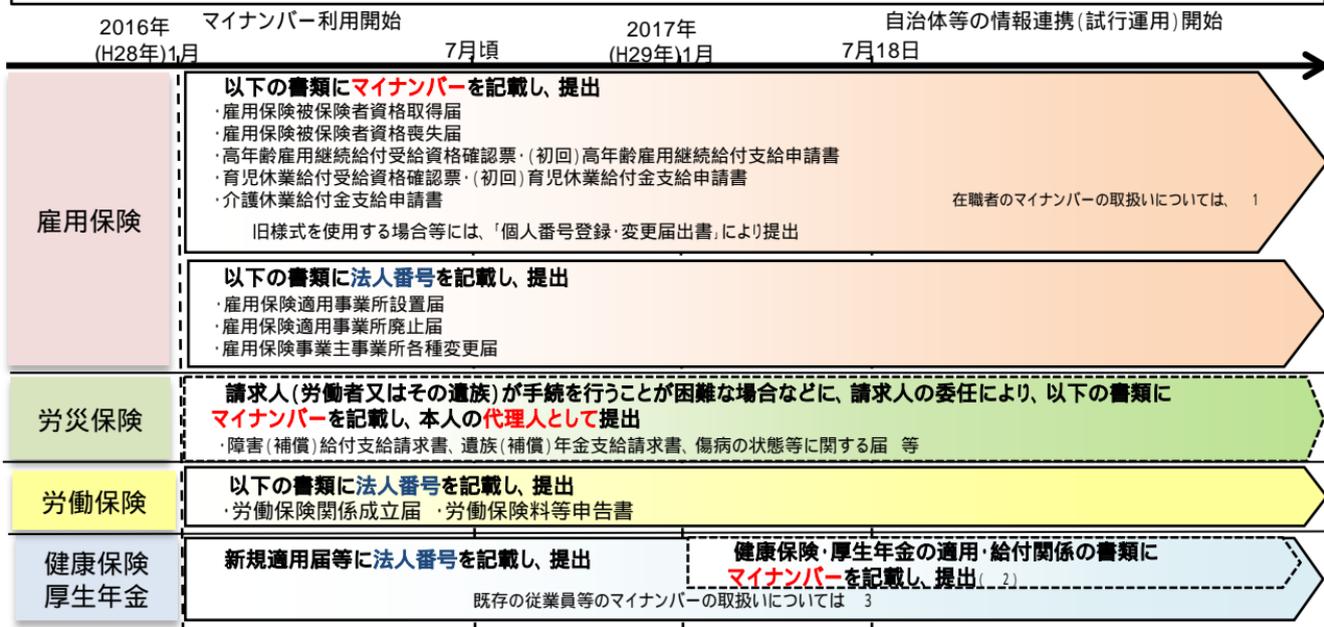
2 労災保険の手続については、法令上、請求人が所轄の労働基準監督署に直接提出することとなっているため、原則、事業主のみなさまに手続をしていただくことはございませんが、請求人が自ら手続を行うことが困難である場合については、事業主は助力しなければならないとされていることから、そのような場合においては、請求人の委任により、本人の代理人として提出いただくことができます。

3 国民健康保険組合については、平成28年1月1日～各種届出書等にマイナンバーを記載することとなります。



社会保障関係書類（事業主提出）への番号の記載時期

社会保障関係の書類で事業主のみなさまに、新規加入者、既存従業員等のマイナンバー、法人番号を取得、提出いただく時期は以下の通りです。



- 1 在職者のマイナンバーは、雇用継続給付の届出があった場合に限り、事業主から提出
- 2 日本年金機構へ提出する健康保険・厚生年金関係の書類については、マイナンバーの記載時期は平成30年3月5日からです。
- 3 健康保険組合を有する企業の事業主は、既存の従業員及び被扶養者のマイナンバーを、健康保険組合からの依頼に応じて提出

健康保険・厚生年金保険関連事務（適用関係）では、 以下の様式等を変更します。



健康保険・厚生年金保険関連事務（適用関係）（事業主提出関係）

変更される様式等	変更される様式等	変更される様式等	変更される様式等
健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届 / 厚 生年金保険70歳以上 被用 者該当届	健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届 / 厚生年金保険70歳以上 被用者賞与支払届	健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者申出 書 / 変更（終了）届	厚生年金保険特例加入 被 保険者資格喪失申出書
健康保険・厚生年金保険 被保険者資格喪失届 / 厚 生年金保険70歳以上 被用 者不該当届	健康保険被扶養者（異動）届 / 国民年金第3号被保険者 関係届	健康保険・厚生年金保険 産前産後休業終了時報酬 月額変更届 / 厚生年金 保 険70歳以上被用者産前産 後休業終了時報酬月額相 当額変更届	
厚生年金保険被保険者 資 格喪失届 / 70歳以上 被用 者該当届	国民年金第3号被保険者 関係届	厚生年金保険養育期間 標 準報酬月額特例申出書・終 了届	
健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定 基 礎届 / 厚生年金保険70歳 以上被用者算定基礎届	健康保険・厚生年金保険 育児休業等取得者申出書（新 規・延長） / 終了届	厚生年金保険被保険者 種 別変更届	
健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届 / 厚生年金保険70歳以上 被用者月額変更届	健康保険・厚生年金保険 育児休業等終了時報酬 月額変更届 / 厚生年金 保険70歳以上被用者育児 休業等終了時報酬月額相 当額変更届	厚生年金保険特例加入 被 保険者資格取得申出書	

組合によっては、被保険者証の検認又は更新等において、マイナンバーを記入した書類の提出を求められることがあります。
様式等の変更は、平成30年3月（一部7月以降）から実施

健康保険関連事務（給付関係）では、 以下の申請書等の記載事項を変更しています。



健康保険関連事務（給付関係）（事業主・本人提出関係）

申請書等の記載事項の変更
食事療養標準負担額の減額に関する申請
生活療養標準負担額の減額に関する申請
療養費の支給の申請
移送費の支給の申請
傷病手当金の支給の申請

申請書等の記載事項の変更
埋葬料（費）の支給の申請
出産育児一時金の支給の申請
出産手当金の支給の申請
健康保険法第百八条第二項から第四項までの規定に該当するに至った場合の届出
家族埋葬料の支給の申請

申請書等の記載事項の変更
特定疾病の認定の申請等
限度額適用認定の申請
限度額適用・標準負担額減額の認定の申請等
高額療養費の支給の申請
高額介護合算療養費の支給の申請等
高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請等

事業主のみなさまからご質問の多い以下の社会保障関係の様式については番号制度施行に伴う様式変更は行いません。



健保組合の様式	労働基準監督署に提出する様式
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険適用除外等該当・非該当届 ・健康保険 育児休業等取得者確認通知書 ・健康保険 育児休業等取得者終了確認通知書 ・健康保険 育児休業等終了時報酬月額改定通知書 ・健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定証 ・健康保険 被保険者標準賞与額決定通知書 ・健康保険被保険者証 ・健康保険被保険者報酬月額改訂通知書 ・被保険者氏名変更 確認通知書 ・被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書 ・被保険者資格喪失確認通知書 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者災害補償保険 業務災害用 療養補償給付たる療養の費用請求書(同一傷病分) ・労働者災害補償保険 業務災害用 療養補償給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)(はり・きゅう) ・労働者災害補償保険 業務災害用 療養補償給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)(柔整) ・労働者災害補償保険 業務災害用 療養補償給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)(薬局) ・労働者災害補償保険 通勤災害用 療養給付たる療養の費用請求書(同一傷病分) ・労働者災害補償保険 通勤災害用 療養給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)(はり・きゅう) ・労働者災害補償保険 通勤災害用 療養給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)(柔整) ・労働者災害補償保険 通勤災害用 療養給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)(薬局) ・労働者災害補償保険 業務災害用 休業補償給付支給請求書 ・労働者災害補償保険 通勤災害用 休業給付支給請求書
ハローワークに提出する様式	年金事務所の様式
<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業給付金支給決定通知書(被保険者通知用) ・育児休業給付次回支給申請日指定通知書(事業主通知用) ・介護休業給付金支給・不支給決定通知書 ・雇用保険被保険者 休業開始時賃金月額証明書・所定労働時間短縮開始時賃金証明書(安定所提出用/事業主控/本人手続用) ・雇用保険被保険者 氏名変更届受理通知書(被保険者通知用/事業主通知用) ・雇用保険被保険者 資格取得確認通知書(被保険者通知用/事業主通知用) ・雇用保険被保険者 資格喪失確認通知書(事業主通知用) ・雇用保険被保険者証 ・雇用保険被保険者転勤届 ・雇用保険被保険者転勤届受理通知書(事業主通知用/被保険者通知用) ・雇用保険被保険者離職証明書(安定所提出用/事業主控用) ・雇用保険被保険者離職票 - 2 ・雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書(安定所提出用/事業主控用) ・高齢雇用継続給付支給決定通知書(被保険者通知用) ・高齢雇用継続給付次回支給申請日指定通知書(事業主通知用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金保険 適用証明書 ・健康保険 標準賞与額決定通知書(訂正) ・健康保険 標準賞与額累計申出書 ・健康保険・厚生年金保険 育児休業等取得者確認通知書 ・健康保険・厚生年金保険 育児休業等取得者終了確認通知書 ・健康保険・厚生年金保険 産前産後休業等取得者確認通知書 ・健康保険・厚生年金保険 資格喪失確認通知書 ・健康保険・厚生年金保険 被保険者標準賞与額決定通知書 ・健康保険・厚生年金保険 被保険者標準報酬改定通知書 ・健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書 ・厚生年金保険 70歳以上被用者育児休業等終了時報酬月額相当額改定のお知らせ ・厚生年金保険 70歳以上被用者該当・不該当および標準報酬月額相当額のお知らせ ・厚生年金保険 70歳以上被用者産前産後休業終了時報酬月額相当額改定のお知らせ ・厚生年金保険 70歳以上被用者標準報酬月額相当額改定および標準賞与相当額のお知らせ ・年金手帳

3. 安全管理（セキュリティ）



マイナンバー制度における安心・安全の確保

マイナンバー制度に対する国民の懸念

- マイナンバーを用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された**個人情報**が**外部に漏えい**するのではないかと懸念。
- マイナンバーの不正利用等（例：他人のマイナンバーを用いた**成りすまし**）により財産その他の被害を負うのではないかと懸念。
- 国家により個人の様々な個人情報がマイナンバーをキーに名寄せ・突合されて**一元管理**されるのではないかと懸念

制度面における保護措置

本人確認措置（マイナンバーの確認・身元（実存）の確認）（マイナンバー法第16条）
マイナンバー法（ ）の規定によるものを除き、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（マイナンバー法第20条、第29条）
個人情報保護委員会による監視・監督（マイナンバー法第33条～第35条）
特定個人情報保護評価（マイナンバー法第27条、第28条）
罰則の強化（マイナンバー法第48条～第57条）
マイナポータルによる情報提供等記録の確認（マイナンバー法附則第6条第3項）

システム面における保護措置

個人情報を一元的に管理せず、分散管理を実施
マイナンバーを直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
通信の暗号化を実施



（ ） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

個人情報保護委員会について

【任務】

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること

【マイナンバー法関係】



監視・監督

個人情報保護委員会

個人情報保護に関する
基本方針の策定・推進
広報啓発

国際協力

監視・監督等

苦情あっせん

【個人情報保護法関係】



監督

* 個人情報保護法は委員会が所管。
(マイナンバー法は内閣府が所管。)

監視・監督

【行政機関個人情報保護法等関係】

行政機関

独立行政法人

非識別加工情報（個人情報保護法における匿名加工情報に相当するもの）関連のみ

マイナンバーの取扱いを分かりやすく 解説したガイドラインがあります。



マイナンバーに対する国民の懸念

マイナンバーを用いた個人情報の追跡・突合が行われ、集約された個人情報が外部に漏れいするのではないかと懸念されています。

他人のマイナンバーを用いた成りすまし等により財産その他の被害を負うのではないかと懸念されています。

➡ 法律では、マイナンバーの利用範囲を限定し、利用目的を超えた目的での利用を禁止するなど保護措置を規定しています。

ガイドラインの趣旨

法律で規定された保護措置及びその解釈について、具体例を用いて分かりやすく解説しています。

民間企業へのヒアリングや企業の実務担当者が参加する検討会の議論を踏まえ、マイナンバーが実務の現場で適正に取り扱われるための具体的な指針を示しています。

マイナンバーを従業員などから取得するときは、 利用目的の明示と厳格な本人確認が必要です。

利用目的はきちんと明示！

- ・マイナンバーを取得する際は、利用目的を特定して明示（ ）する必要があります。
（例）「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険届出事務」
- ・源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的で利用する場合は、まとめて目的を示しても構いません。

マイナンバーを取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する。また、本人から直接書面に記載されたマイナンバーを取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。

本人確認は成りすまし防止のためにも厳格に！

- ・マイナンバーを取得する際は、他人の成りすまし等を防止するため、厳格な本人確認を行います。
- ・本人確認では、正しいマイナンバーであることの確認（番号確認）と 手続を行っている者がマイナンバーの正しい持ち主であることの確認（身元(実存)確認）を行います。





マイナンバー取得の際の本人確認では、 番号確認と身元(実存)確認を行います。

番号確認



マイナンバーカード

通知
カード

or

住民票の写し
(マイナンバー付き)



等

運転
免許証

or

パス
ポート

等

上記が困難な場合は、
過去に本人確認の上で
作成したファイルの確認



等

上記が困難な場合は、健康保険の被
保険者証と年金手帳などの2以上の
書類の提示

等

雇用関係にあるなど、人違いでないこと
が明らかと個人番号利用事務実施者
が認めるときは、身元(実存)確認書類
は要しない

従業員から扶養親族のマイナンバーを取得する場合、民間事業者が扶養親族の本人確認を実施する必要がある場合があります。



扶養親族のマイナンバーの本人確認が必要

国民年金の第3号被保険者の届出



事業者への提出義務者

第3号被保険者

従業員は代理人などとなる

本人確認の必要性

従業員の
マイナンバー

扶養親族の
マイナンバー

扶養親族のマイナンバーの本人確認は不要

扶養控除等申告書の提出



事業者への提出義務者 従業員

本人確認の必要性

従業員の
マイナンバー

扶養親族の
マイナンバー





マイナンバーには、 利用、提供、収集の制限があります。



【マイナンバーの利用制限】

マイナンバーの利用範囲は、法律に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。

【マイナンバーの提供の要求】

社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を行う必要がある場合に限り、本人などに対してマイナンバーの提供を求めることができます。

【マイナンバーの提供の求めの制限】

法律で限定的に明記された場合を除き、マイナンバーの提供を求めてはなりません。

【特定個人情報の提供制限】

法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはなりません。

【特定個人情報の収集制限】

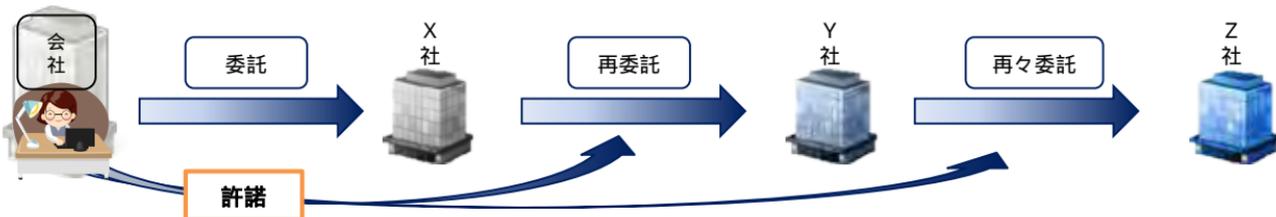
法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集してはなりません。

マイナンバーを利用する事務の委託先・再委託先にも安全管理措置が必要です。



【委託先の監督】

社会保障及び税に関する書類の作成事務の全部又は一部の委託をする者は、委託先において、法律に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければなりません。



【再委託】

社会保障及び税に関する書類の作成事務の全部又は一部の委託を受けた者は、委託者の許諾を得た場合に限り、再委託をすることができます。

マイナンバーの適切な安全管理措置に 組織としての対応が必要です。



【安全管理措置】

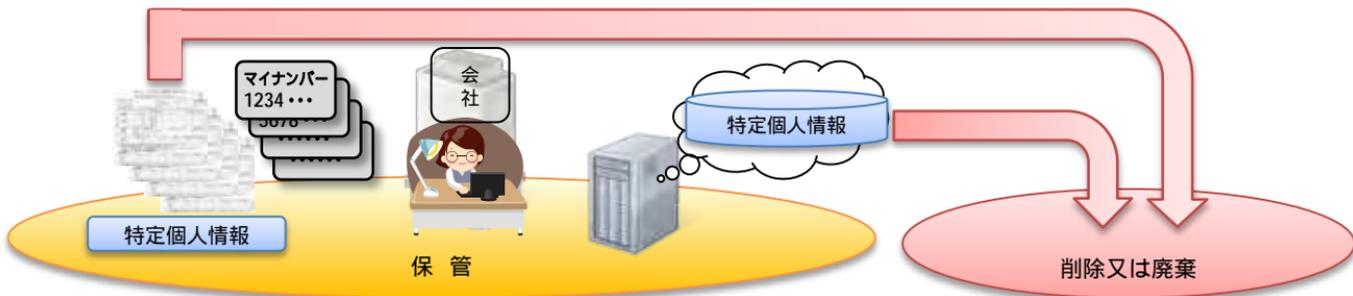
事業者は、マイナンバー及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業員に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

中小規模事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響に配慮しています。



マイナンバーの

保管（廃棄）にも制限があります。



【特定個人情報の保管制限】

法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を保管してはなりません。

【特定個人情報の収集・保管制限（廃棄）】

法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集又は保管することはできないため、社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

マイナンバー制度における罰則の強化

	行為	マイナンバー法の法定刑	同種法律における類似既定の罰則		
			行政機関個人情報保護法・ 独立行政法人等個人情報保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法
特定の公務員が対象	情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、情報連携や情報提供ネットワークシステムの業務に関して知り得た秘密を洩らし、または盗用	3年以下の懲役or150万以下の罰金 (併料されることあり)	-	-	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金
	国、地方公共団体、地方公共団体情報システム機構などの役職員が、職権を濫用して特定個人情報が記録された文書等を収集	2年以下の懲役or100万以下の罰金	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金	-	-
番号の取扱者が対象	個人番号利用事務、個人番号関係事務などに従事する者や従事していた者が、正当な理由なく、業務で取り扱う個人の秘密が記録された特定個人情報ファイルを提供	4年以下の懲役or200万以下の罰金 (併料されることあり)	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金	-	-
	個人番号利用事務、個人番号関係事務などに従事する者や従事していた者が、業務に関して知り得たマイナンバーを自己や第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用	3年以下の懲役or150万以下の罰金 (併料されることあり)	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金	2年以下の懲役 or 100万以下の罰金
誰でも対象	人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入等によりマイナンバーを取得	3年以下の懲役or150万以下の罰金	-	-	-
	個人情報保護委員会から命令を受けた者が、個人情報保護委員会の命令に違反	2年以下の懲役or50万以下の罰金	-	6月以下の懲役 or 30万以下の罰金	1年以下の懲役 or 50万以下の罰金
	個人情報保護委員会による検査等に際し、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、検査拒否等	1年以下の懲役or50万以下の罰金	-	30万以下の罰金	30万以下の罰金
	偽りその他不正の手段によりマイナンバーカードを取得	6月以下の懲役or50万以下の罰金	-	-	30万以下の罰金

マイナンバー制度における個人情報の管理(分散管理)

✕ マイナンバー制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を**特定の機関に集約**し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる**「一元管理」**の方法をとるものではない。

○ マイナンバー制度が導入されても、従来どおり個人情報は**各行政機関等が保有**し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、マイナンバー法別表第二で定められるものに関し、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる**「分散管理」**の方法をとるものである。

一元管理

共通データ
ベース
(情報の集約・管理)

個人情報を、特定の機関が保有する中央のデータベース等に集約し、一元的に管理を行う。

分散管理

個人情報は、従来どおり各機関において、分散して管理を行う。

市町村

独立
行政
法人

都道
府県

都道
府県

地方税情報

提供

ハロー
ワーク

地方税情報

照会

健康
保険
組合

日本
年金
機構

日本年金機構が市町村に対して地方税情報の提供を求めた場合の例

4. 法人番号



法人には法人番号（13桁）が指定され、 マイナンバーと異なり、どなたでも自由に利用可能です。

指定

- ・ 国税庁長官は、 設立登記法人、 国の機関、 地方公共団体、 その他の法人や団体に13桁の法人番号を指定します。
- ・ これら以外の法人等でも一定の要件を満たす場合、届けることにより法人番号の指定を受けることができます。

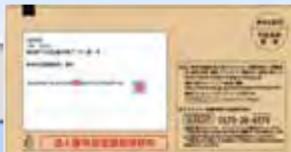
設立登記法人や国の機関等については、特段の手続を要することなく、法人番号が指定されます。

ポイント！

1法人に
1番号のみ

通知

- ・ 法人の皆さまに法人番号などを記載した通知書を送付します。
- ・ マイナンバー法施行日（平成27年10月5日）以降に設立登記した法人には、法務局での登記完了後、1週間程度で送付します。



ポイント！

登記上の所在地に
通知書をお届け

公表

- ・ 法人番号を指定した法人等の 名称、 所在地、 法人番号をインターネット（国税庁法人番号公表サイト）を通じて公表します。

ポイント！

法人番号はどなたでも
自由に利用可能

WWW

法人番号は、どなたでも利用可能で、インターネット上で公表します。

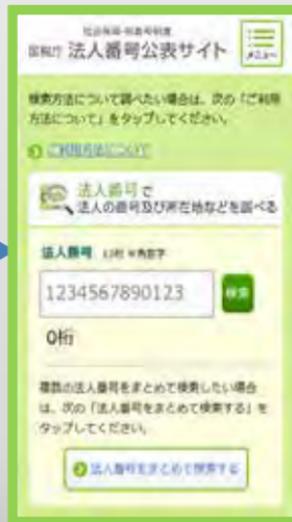
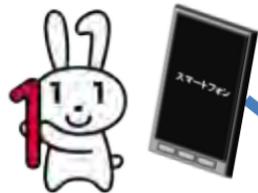


国税庁法人番号公表サイトの特徴

法人情報を番号・名称・所在地で検索
法人情報のダウンロード機能
Web-API機能（システム間連携インタフェース）



マルチデバイス対応
パソコンからの利用に加えて、
タブレット、スマートフォン
からも利用可能



検索機能

- | あいまい検索
- | 絞り込み検索
- | 五十音順、都道府県別の並び替え

データダウンロード機能

- | 月末時点のすべての最新情報
- | 日次の更新情報
- | データ形式はCSV、XML

Web-API機能

企業等のシステムから法人情報を直接取得するためのインタフェースの提供



法人名のフリガナ情報の公表

概要

デジタル化・ネットワーク化が進展している中、政府決定において「法人が活動しやすい環境を実現するべく、法人名のフリガナ表記については、登記手続の申請の際にフリガナの記載を求めるとともに、法人番号公表サイトにおけるフリガナ情報の提供を開始する」とされていることを受け、平成30(2018)年4月以降、法人番号公表サイトにおいて、法人名のフリガナ情報を公表しています。

公表のための手続

設立登記法人

法務局において商業・法人登記申請（変更登記等を含む。）を行う際に、登記申請書に法人名のフリガナを記載。

登記申請の機会がない場合は、フリガナに関する申出書を管轄法務局に提出。

設立登記法人以外の法人（外国法人を含む。）及び公表に同意した人格のない社団等特段の手続は不要（税法上の届出書等に記載されたフリガナを公表。）。

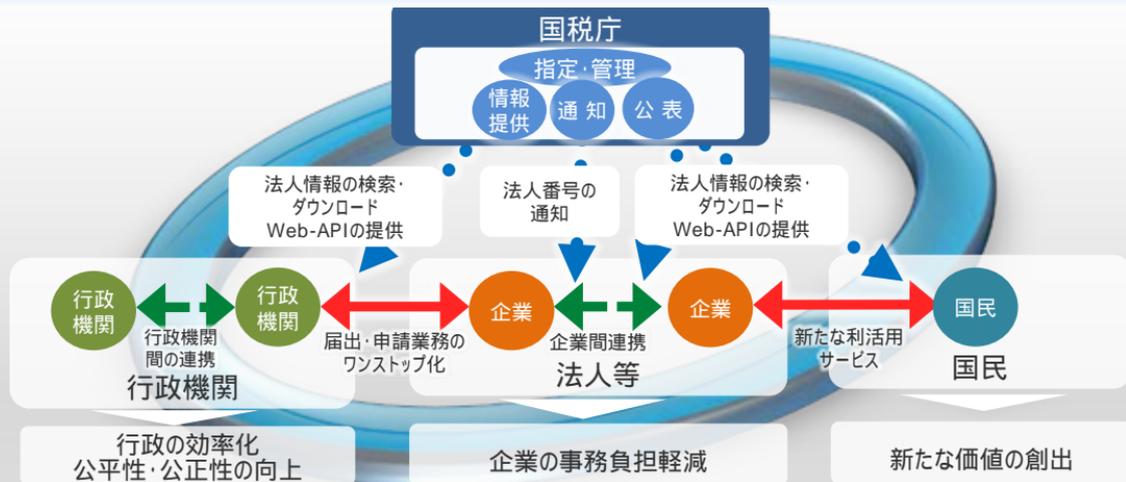
フリガナの活用例

法人情報の検索キーとして活用。

自社の顧客データベースと法人番号をひも付ける際のキーとして活用。

取引先の振込先の口座名義として活用。

法人番号で、わかる。つながる。ひろがる。



わかる。

法人番号により企業等法人の名称・所在地がわかる。

- > 法人番号をキーに法人の名称・所在地が容易に確認可
- > 鮮度の高い名称・所在地情報が入手可能となり、取引先情報の登録・更新作業が効率化

つながる。

法人番号を軸に企業等法人がつながる。

- > 複数部署又はグループ各社において異なるコードで管理されている取引先情報に、法人番号を追加することにより、取引情報の集約や名寄せ作業が効率化
- > 行政機関間において、法人番号付で個別の法人に関する情報の授受が可能となれば、法人の特定や名寄せ、紐付け作業が効率化

ひろがる。

法人番号を活用した新たなサービスがひろがる。

- > 行政機関間での法人番号を活用した情報連携が図られ、行政手続における届出・申請等のワンストップ化が実現すれば、法人（企業）側の負担が軽減
- > 民間において、法人番号を活用して企業情報を共有する基盤が整備されれば、企業間取引における添付書類の削減等の事務効率化が期待されるほか、国民に対しても有用な企業情報の提供が可能

Web-API等を用いた各種会計ソフトの有効活用

取引先情報等の入力補助・効率化

～法人番号利活用前～

基本情報登録

法人名
所在地

全て手入力

登録

正しい入力？

Web-APIや
ダウンロード
データの活用

～法人番号利活用後～

基本情報登録

法人番号
法人名
所在地

法人番号を入力すれば
法人名・所在地を自動補完

登録

誤入力
表記のゆれ無し

売掛金管理等、会計業務の効率化・自動化

～法人番号利活用前～

T社売掛金(売上台帳)

日付	金額	取引先(所在地)
28-1-4	50,000	A(株) (大阪府)
28-1-4	55,000	B(株) (東京都)
28-1-9	10,000	C(株) (山梨県)
28-1-11	45,000	A(株) 大阪支店
28-1-30	32,300	B(株) (東京都)
28-2-28	978,000	C(株) 札幌出張所
28-3-14	3,000	D(株) (福岡県)
28-3-31	30,000	A(株) 京都営業所
28-3-31	33,000	d(株) (福岡県)

法人番号
による
取引先管理

～法人番号利活用後～

T社売掛金(売上台帳)

日付	金額	取引先(所在地)	法人番号
28-1-4	50,000	A(株) (大阪府)	11111111111111
28-1-11	45,000	A(株) 大阪支店	11111111111111
28-3-31	30,000	A(株) 京都営業所	11111111111111
日付	金額	取引先(所在地)	法人番号
28-1-4	55,000	B(株) (東京都)	22222222222222
28-1-30	32,300	B(株) (東京都)	22222222222222
日付	金額	取引先(所在地)	法人番号
28-1-9	10,000	C(株) (山梨県)	33333333333333
28-2-28	978,000	C(株) 札幌出張所	33333333333333
日付	金額	取引先(所在地)	法人番号
28-3-14	3,000	D(株) (福岡県)	44444444444444
28-3-31	33,000	d(株) (福岡県)	44444444444444

行政機関における利活用 ~ 公開情報への法人番号の併記 ~

~ 平成30年1月以降、Webページで公開する法人情報には法人番号が原則として併記されます ~

概要

- ・ 目的：法人番号による検索・収集・利用を容易にし、公開情報の利用価値を高める
- ・ 対象者：行政機関・独立行政法人等・地方公共団体
- ・ 対象：行政機関・独立行政法人等・地方公共団体がWebページ等で公開する法人情報
(具体例 調達、免許・許認可、処分・勧告、補助金交付、リコール届出、求人等)

併記方法

・ 表形式のデータの場合、法人番号を記載する列を追加する。ただし、列を挿入することが困難な場合は、法人名欄に記載する。

(例) に関する指定法人一覧

< Before >				< After >				
	団体名	所在地	電話番号		団体名	法人番号	所在地	電話番号
1	株式会社	東京都千代田区	03-	1	株式会社	1234567890123	東京都千代田区	03-
2	2

・ 文書形式のデータの場合、法人名が記載されている箇所に続いて法人番号を記載する。

(例) 文中に併記する場合

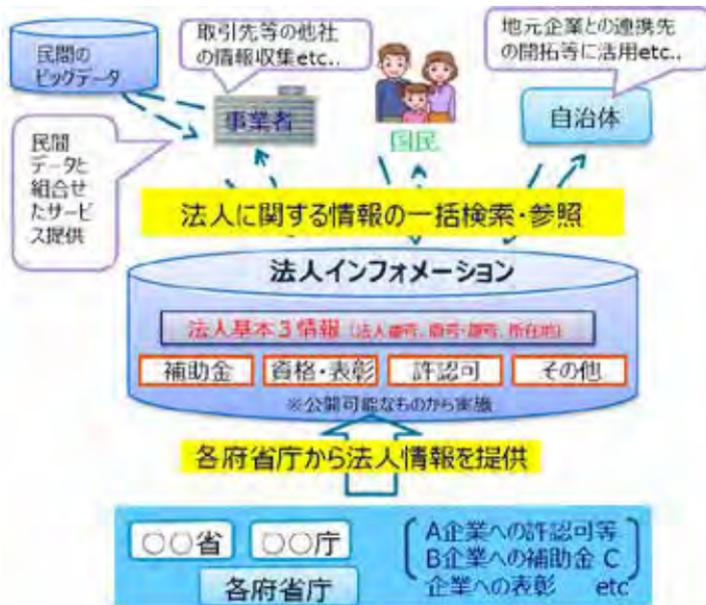
法違反に係る措置命令の実施

省は に違反して を行った、株式会社 (法人番号 1234567890123) に対して、の規定に基づき措置命令を行いました。

行政機関における活用例

法人インフォメーション < 経済産業省にて運用実施 >

～ 政府が保有する法人活動情報について一括検索、閲覧、取得できます。～



法人番号を活用し、政府が保有している法人情報による付加価値の創出を推進するために構築され、平成29年1月19日に運用が開始されました。

掲載されている法人活動情報
(H30.5.1現在)
補助金交付情報 委託契約情報
行政処分情報 許認可・届出情報
表彰情報 特許・意匠・商標
約720,000件の法人活動情報が掲載されています。



法人インフォメーション (<https://hojin-info.go.jp>)

法人番号もしくは法人名での検索に加え、詳細条件を指定した検索も可能です。
所在地を基に日本地図からの検索もできます。
スマートフォンにも対応しています。

行政機関における活用例

統一資格審査申請・調達情報検索サイト <総務省にて運用実施>

～ 全省庁統一資格審査の申請で、法人番号を入力することで、入力の手間が簡素化されます。～

<イメージ図>

平成27年12月24日から、統一資格申請項目に「法人番号」が追加されました。

これにより、インターネットで申請等を行う際に、まず法人番号を入力すれば、「商号又は名称」「本社住所」「本社郵便番号」の情報が自動的に反映されるようになりました。

また、資格審査を経た事業者は、本社住所、商号又は名称などとともに、法人番号も公開されることとなります。

(ご参考)

～ 全省庁統一資格～

各省庁における物品の製造・販売等に係る一般競争(指名競争)の入札参加資格(全省庁統一資格)です。

本資格は、各省庁申請受付窓口に掲げる申請場所のいずれか1か所に申請し、資格を付与された場合において、その資格は該当する競争参加地域のうち、希望する地域ごとに所在する各省庁の全調達機関において有効な入札参加資格となるものです。

郵便番号に関する注意点

上記イメージ図の「事業者情報反映」を押下して表示される郵便番号は、登記されている所在地の文字情報を基に、機械的に一般郵便番号を設定したものです。よって、ビルや大口事業所に係る個別郵便番号には対応していません。

国税庁の国際標準規格に基づく発番機関登録について

1. 国税庁が発番機関として登録されることにより利用可能となるコード

(ポイント)

国際的な流通(電子商取引等)において、唯一かつ無償の企業コードとして利用可能。

(コード体系のイメージ)



2. 法人番号が共通の企業コードとして活用された場合に期待される効果・活用例

(効果)

- ・企業コードのメンテナンス(法人名・所在地等の変更) 負荷の低減
- ・企業間の受発注に関する電子情報交換において各会社独自の企業コードを自社コードへ変換する負荷の低減
- ・入手しやすい無償の共通の企業コードの提供により、中小企業も電子商取引に参入しやすくなり、業界全体の電子商取引の普及促進及び効率化

(活用例)

- ・企業間取引(電子商取引)における企業コードとしての利用
- ・電子タグなどの自動認識メディア(非接触技術を用いたICチップ)の識別子の中で活用される企業コードとしての利用

3. 国税庁が発番機関登録した国際標準規格

- ・UN/EDIFACTデータエレメント3055 [国連が運営]、ISO/IEC 6523-2 [ISOが運営]
電子商取引などデータ通信における授受の当事者を識別するための企業コードに関する規格
- ・ISO/IEC 15459-2 [ISOが運営]
商品、輸送資材、貨物などの物を識別するためのコードの一部で活用される企業コードに関する規格

発番機関の登録をした規格

登録規格	UN/EDIFACT データエレメント3055	ISO/IEC 6523-2	ISO/IEC 15459-2
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・国連が運営 ・電子商取引などデータ通信における授受の当事者を識別するための企業コードに関する規格 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際標準化機構 (ISO) が運営 ・電子商取引などデータ通信における授受の当事者を識別するための企業コードに関する規格 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際標準化機構 (ISO)が運営 ・商品、輸送資材、貨物などの物を識別するためのコードの一部で活用される企業コードに関する規格 ・電子タグなどの自動認識メディアの識別子の中で活用
発番機関 コード	4 0 2	0 1 8 8	T A J

1 UN/EDIFACT(United Nations/Electronic data interchange for administration, commerce and transport)

2 ISO (International Organization for Standardization)

3 IEC (International Electrotechnical Commission)

英語版webページにおける英語表記情報の公表

概要

今般、経済取引が国際化している中、名称や所在地の英語表記が使用される機会が多くなっていることから、法人番号の活用場面が広がるよう、平成29年4月から国税庁法人番号公表サイトの英語版webページを開設し、**公表を希望する法人からの申込みに基づき**、商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の英語表記を公表しています。

英語表記・公表の流れ

1 英語表記情報の入力

法人番号公表サイトの英語表記登録フォーム（ 1 ）から入力します。
「商号又は名称」「本店又は主たる事務所の所在地」に対応する英語表記を入力してください。

2 英語表記情報の送信

「送信する」ボタンをクリックしてください。

・送信だけでは、登録手続は完了しません。
・登録した英語表記はインターネット上で公表されますので、**入力内容に誤りがないか確認してください。**



3 送信票の印刷

「送信票を印刷する」ボタンをクリックして「英語表記情報送信票（兼送付書）」を印刷してください。

4 送信票 + 法人確認書類の送付

印刷した「英語表記情報送信票（兼送付書）」に法人確認書類を添えて、国税庁法人番号管理室へ郵送などの方法により提出してください（ 2 ）。

法人確認書類は以下のいずれかの書類（又はその写し）を提出してください。

- ・印鑑証明書 ・ 国税又は地方税の領収証書 ・ 許可、認可、承認に係る書類 ・ 納税証明書又は社会保険料の領収証書 ・ 定款、寄付行為、規則又は規約
- ・ 官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの

5 国税庁において、登録内容等の確認を行い、国税庁法人番号公表サイトの英語版webページ（ 3 ）で公表します。

- 1 英語表記登録フォーム：www.houjin-bangou.nta.go.jp/eigotouroku/
- 2 提出先：〒113-8582 東京都文京区湯島4丁目6番15号 湯島合同庁舎 国税庁長官官房企画課法人番号管理室 宛
- 3 英語版webページ：www.houjin-bangou.nta.go.jp/en/

5. 參考資料



マイナンバーのホームページ

英語、中国語、韓国語、スペイン語及びポルトガル語の5言語に対応！
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangouseido/index.html>

マイナンバー



動画でみるマイナンバー制度 (一般向け&事業者向け)



マイナンバーメールマガジン

<http://www.cao.go.jp/bangouseido/mailmagazine/mailmagazine.html>

マイナンバー公式twitter

https://twitter.com/MyNumber_PR

事業者の皆さま
もうすぐ始まる
マイナンバー
準備はお進みですか？

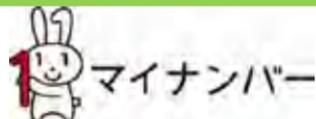
6つの導入チェックリスト 以下の導入の流れに沿って準備をお進めください。
詳しくは、早急動画や事業者向けパンフレットをご覧ください。

- 1 マイナンバーを扱う担当者を決めましょう。
- 2 マイナンバーを従業員から取得する際は、利用目的を伝え、番号の確認と身元の確認をしましょう。
- 3 マイナンバーが記載された書類は、カギがかかる棚や引き出しに保管しましょう。
- 4 ウィルス対策ソフトを最新版にするなど、セキュリティ対策を行いましょう。
- 5 退職や契約終了で従業員のマイナンバーが必要なくなったら、速急に廃棄しましょう。
- 6 従業員にマイナンバー制度周知のための研修や勉強会を行いましょう。

マイナンバーの導入準備は、従業員を雇用している**すべての事業者**に必要です。

- ・マイナンバーは、平成27年10月から通知され、平成28年1月から、社会保険・税・災害対策の行政手続で利用が始まります。
- ・特に1月以降に短期で雇用するパート・アルバイトなどのマイナンバーは、早期に取得する必要があります。

マイナンバー総合フリーダイヤル



「通知カード」「マイナンバーカード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせにお答えします。マイナンバーカードの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

 **0120-95-0178** (無料) マイナンバー

間違い電話が増えています。お掛け間違いのないよう十分に注意してください

平日 9:30-20:00 土日祝 9:30-17:30

一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合(有料)

- ・ マイナンバー制度に関すること 050 - 3816 - 9405
- ・ 「通知カード」「マイナンバーカード」「紛失・盗難に伴う
マイナンバーカードの一時停止処理」に関すること 050 - 3818 - 1250

英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応のフリーダイヤル

- ・ マイナンバー制度に関すること 0120 - 0178 - 26
- ・ 「通知カード」「マイナンバーカード」「紛失・盗難に伴う
マイナンバーカードの一時停止処理」に関すること 0120 - 0178 - 27

よくある質問

Q 従業員や講演料等の支払先等からマイナンバー（個人番号）の提供を受けられない場合、どのように対応すればいいですか？

A 法定調書の作成などに際し、従業員等からマイナンバー（個人番号）の提供を受けられない場合でも、安易に法定調書等にマイナンバー（個人番号）を記載しないで税務署等に書類を提出せず、従業員等に対してマイナンバー（個人番号）の記載は、法律（国税通則法、所得税法等）で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。

それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。従業員等との間でマイナンバー（個人番号）の提供の有無を判別できますので、特定個人情報保護の観点からも経過等の記録を行うことが望ましいものと考えられます。

なお、税務署では、社会保障・税番号<マイナンバー>制度に対する国民の理解の浸透には一定の時間を要する点などを考慮し、マイナンバー（個人番号）・法人番号の記載がない場合でも書類を收受することとしていますが、マイナンバー（個人番号）・法人番号の記載は、法律（国税通則法、所得税法等）で定められた義務であることから、今後の法定調書の作成などのために、今回マイナンバー（個人番号）の提供を受けられなかった方に対して、引き続きマイナンバーの提供を求めていただきますようお願いいたします。

（注）マイナンバー（個人番号）の提供を受けられない場合における、「提供を求めた経過等の記録、保存」は法令上の義務ではありません。「いつ提供を求め、その結果として提供を受けられなかった事実」を事後的に明らかにすることが可能であればよく、提供を受けることができなかった個別の事情までは記録する必要はありません。

【国税庁ホームページより】

よくある質問

Q 従業員の雇用形態をアルバイトから正社員に変更した場合、当初取得した個人番号を利用することができますか。

A 従業員の雇用形態が変わっても、当初の利用目的の範囲内であれば個人番号を利用することができます。また、当初の利用目的を超えて利用する場合は、当初の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人に通知又は公表を行うことで、変更後の利用目的の範囲内で個人番号を利用することができます。

【個人情報保護委員会ホームページより】

よくある質問

Q 本人確認は、マイナンバー（個人番号）の提供を受ける度に行わなければならないのですか？

A マイナンバーの提供を受ける都度、本人確認を行う必要があります。例えば、従業員からマイナンバーを記載した扶養控除等申告書を毎年提出してもらう場合、本人確認も毎回行う必要があります。ただし、2回目以降の番号確認は、マイナンバーカードや通知カードなどの提示を受けることが困難であれば、事業者が初回に本人確認を行って取得したマイナンバーの記録と照合する方法でも構いません。また、身元確認については、雇用関係にあることなどから本人に相違ないことが明らかに判断できると個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元確認のための書類の提示は必要ありません。

【内閣府ホームページより】